

教育委員会

教育公安委員会

【議案関係資料】

6月12日提出

目 次

課室名	タイトル	頁
施設整備室	建設事業周辺家屋調査事業	3
幼保推進課	秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案ほか2条例案の概要について	4
義務教育課	校務支援システム共同利用推進事業	6

建設事業周辺家屋調査事業

施設整備室

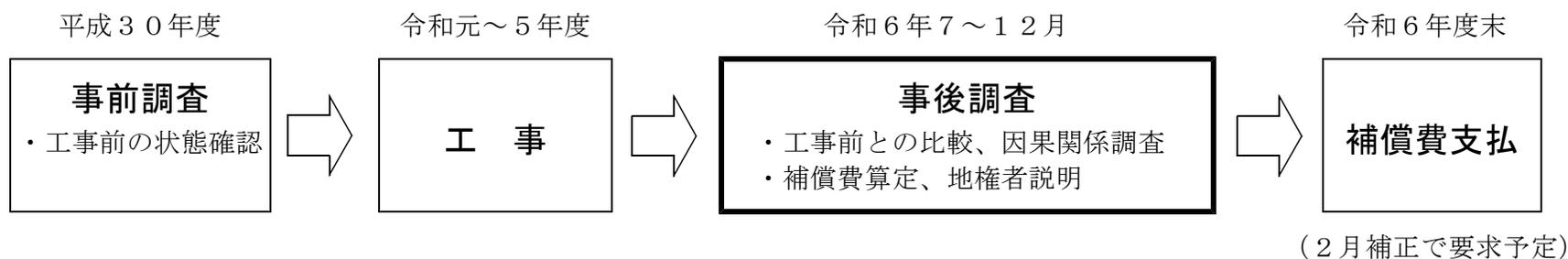
1 目的

能代科学技術高等学校の校舎整備事業完了に伴い、工事に起因する周辺家屋への損害の判断及び原状回復費用の算定を行う。

2 概要

- ・対象地域 能代科学技術高等学校周辺地域
- ・事後調査対象者 19地権者（32棟）
※事前調査を行った84地権者（133棟）のうち、調査を希望した者

家屋調査の流れ



3 補正予算額

41,789千円 (⊖41,789千円)
内訳 ・委託料 41,789千円

秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例案ほか2条例案の概要について

幼保推進課

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正等により、保育所等における職員の配置基準等を改める必要がある。

2 改正する条例【議案第148号から第150号まで】

- ・秋田県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年秋田県条例第79号）
- ・秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第93号）
- ・秋田県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田県条例第110号）

3 主な改正内容

（1）職員配置基準

保育所、幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における職員配置基準を各基準省令等に定めるものをもって、その基準とする。

区分	改正前	改正後
満3歳以上満4歳未満の幼児	おおむね20人につき1人	おおむね15人につき1人
満4歳以上の幼児	おおむね30人につき1人	おおむね25人につき1人

（2）規定方式の変更

県独自基準の明瞭化による事業者の利便性向上を図るため、省令等と同内容の基準は、当該省令等の基準を保育所等の基準とする旨を規定し、県独自基準については、その内容を規定する方式に変更する。

4 施行期日等

(1) 施行期日
公布の日

(2) 経過措置

内閣府令等の改正に係る経過措置に関する規定を適用し、保育士等の配置の状況に鑑み、教育・保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正前の基準により運営することができることとする。

校務支援システム共同利用推進事業

義務教育課

1 目的

教職員が一人一人の児童生徒に向き合う時間を確保するため、統合型校務支援システムへの共同利用を推進し、校務のデジタル化による働き方の効率化・柔軟化を目指す。

2 概要

今年度から運用を開始した「統合型校務支援システム」について、県下の公立小・中学校等への導入の促進と活用の定着を図る。

- ・令和6年度運用市町村（7市町村）への伴走支援及び令和7年度運用予定市町村（10市町村）への導入支援
- ・令和6年度運用市町村（7市町村）へのシステムの活用研修
- ・クラウドに対応した教育情報セキュリティポリシーの策定支援
- ・外部有識者の専門的指導・助言を取り入れた事業推進体制の整備

3 補正予算額

20,000千円（**国**20,000千円） **国**：次世代の校務デジタル化推進実証事業

内訳	・報償費	210千円
	・旅費	634千円
	・委託料	19,156千円